



鳥取県公報

平成15年7月1日(火)

号外第107号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	保健所及び衛生環境研究所の使用料及び手数料の額(426)(健康対策課).....	1
-----	--	---

告 示

鳥取県告示第426号

鳥取県保健所条例(平成12年鳥取県条例第6号)第4条第2号本文及び鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例(平成14年鳥取県条例第9号)別表第2の5の項金額の欄本文の規定に基づき、保健所及び衛生環境研究所の使用料及び手数料の額を次のとおり定め、平成15年7月1日から施行する。

平成14年度鳥取県告示第365号(保健所及び衛生環境研究所の使用料及び手数料の額について)は、平成15年6月30日限り廃止する。

平成15年7月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県保健所条例第4条第2号本文及び鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例別表第2の5の項金額の欄本文の知事が定める額は、平成6年厚生省告示第54号(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法)に基づき、同告示に定める医科診療報酬点数表又は歯科診療報酬点数表により算定した額(基本診療料に係る額を除く。)の8割の額(その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、次に掲げる検査及び診断については、それぞれに定める額とする。

- 1 ツベルクリン反応検査 1検査につき215円
- 2 エックス線間接写真診断 1枚につき670円

